

令和 6 年度



文部科学省日本語教育大会

登録日本語教員制度とその活用

【開会挨拶・行政説明】

文部科学省総合教育政策局日本語教育課長
今村 聡子

登録日本語教員制度等について

令和7年2月10日
総合教育政策局日本語教育課

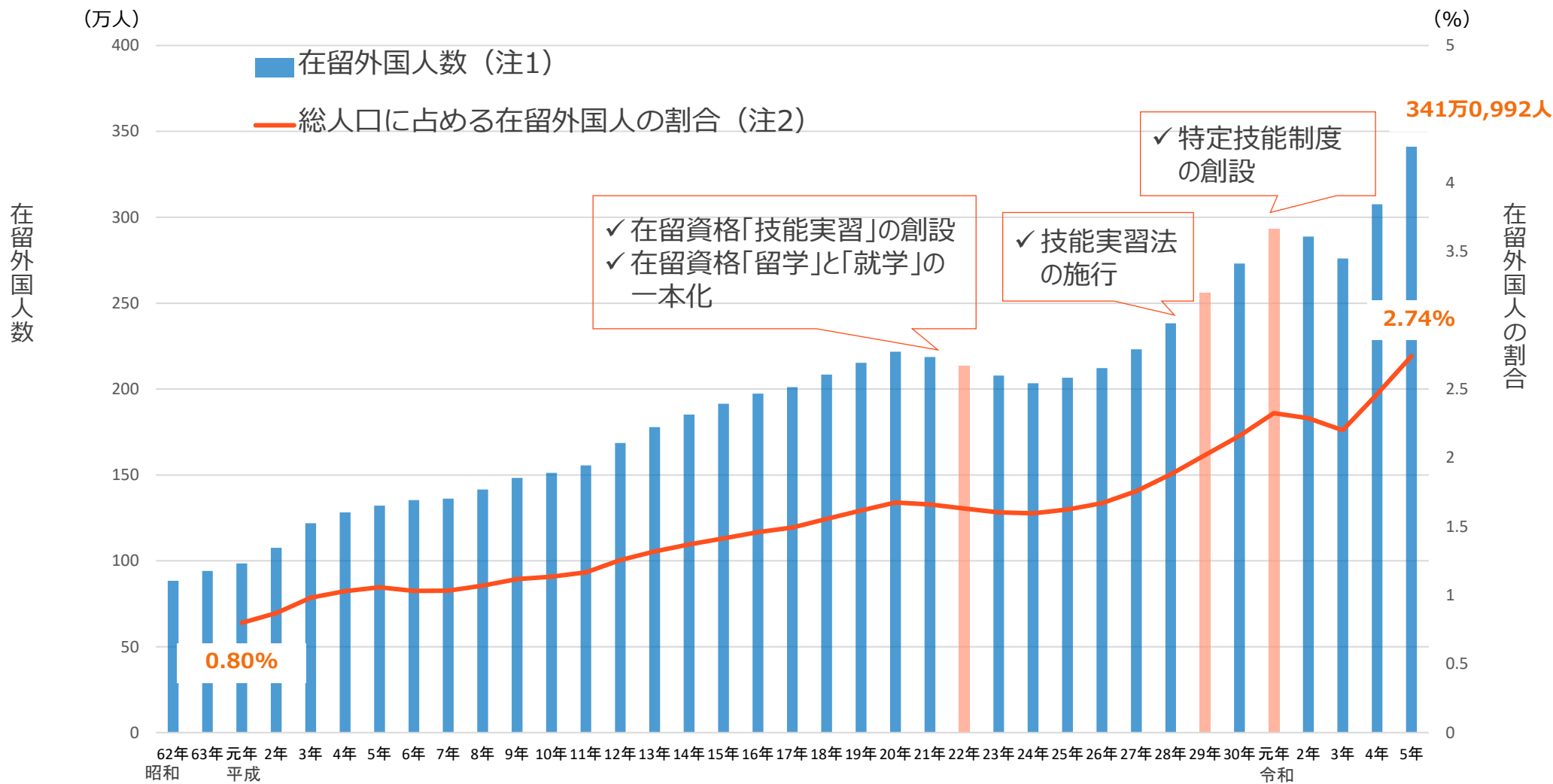


文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

在留外国人数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
 (注2) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

これまでの日本語教育に係る課題



教育の質

- ✓ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ✓ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分



情報発信

- ✓ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準について正確・必要な情報を得ることが困難



地域間格差

- ✓ 地域によって教育機関や教員養成機関の整備が不十分
- ✓ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備が不十分



- A) 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- B) 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等の推進

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月施行）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

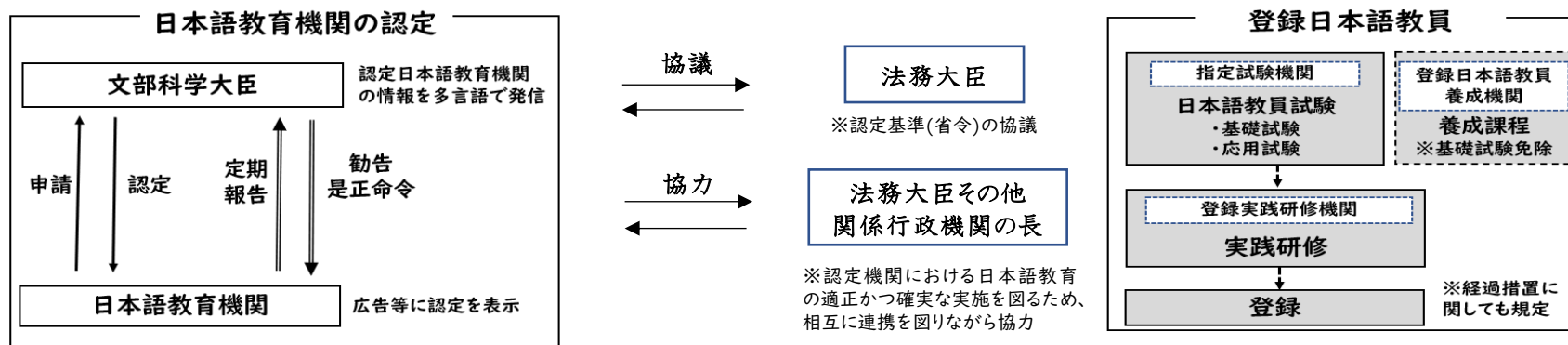
※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。

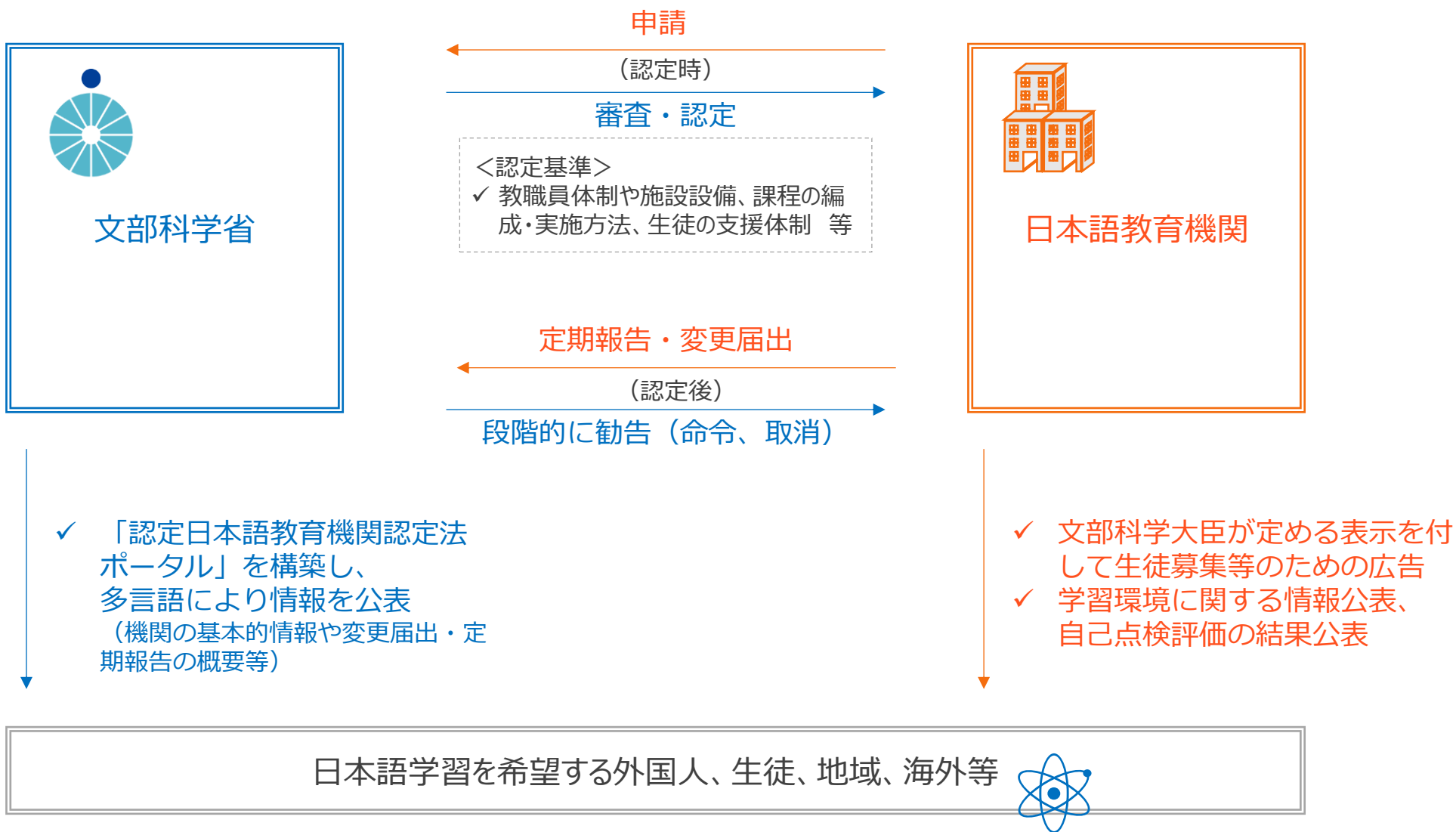
○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

認定日本語教育機関制度の概要



認定日本語教育機関制度の創設

法務省告示機関【これまで】

目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示
認定等の主体	法務大臣
分野	「留学」のみ
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって 適当と認められるもの
教員資格	<ul style="list-style-type: none">大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者日本語教育能力検定試験に合格した者 等
評価	自己評価のみ（義務）

認定日本語教育機関【これから】

日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育

文部科学大臣

「留学」に加え、「就労」と「生活」を新設

- 留学はB2以上目標、就労・生活はB1以上目標の課程を1つ以上置くこと
 - 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じて、適切な授業科目を体系的に開設すること
 - 「日本語教育課程編成のための指針」に基づくこと 等
- ※「就労」と「生活」は3/4を上限にオンライン授業を実施可能

「登録日本語教員」を国家資格化

- 日本語教員試験（基礎試験・応用試験）の合格
 - 登録実践研修機関が実施する実践研修の修了
- ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験免除

- 自己評価（義務）・第三者評価（努力義務）
- 審議会による実地視察



登録日本語教員制度の概要



日本語教員試験について

日本語教員試験とは

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律により、認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する者は、登録日本語教員でなければならないこととされている。また、国家資格である登録日本語教員となることにより、日本語教育を行うために必要な知識・技能及び実践的な技術を習得していることを示すことが可能となる。

登録日本語教員になるには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了することが必要。なお、令和11年3月31日までの間に、一定の資格又は実務経験を有する者については試験免除や実践研修免除などの経過措置が設けられている。

試験の概要

	試験時間	出題数	出題形式	配点
基礎試験	120分	100問	選択式	1問1点 (計100点)
応用試験	聴解：50分 (休憩) 読解：100分	聴解：50問 読解：60問	選択式	1問1点 (計110点)

受験料

通常：18,900円

基礎試験免除：17,300円

基礎試験及び応用試験免除（※）：5,900円

※基礎試験と応用試験の両方を免除される場合も、資格取得のためには試験に出願することが必要。

出題範囲

「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」（令和6年3月18日中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定）の養成課程コアカリキュラムにおける必須の教育内容から出題。

合格基準

① 基礎試験

必須の教育内容で定められた5区分において、各区分で6割の得点があり、かつ総合得点で8割の得点があること。

② 応用試験

総合得点で6割の得点があること。

令和6年度日本語教員試験の実施結果

- 試験日：令和6年11月17日（日）
- 出願受付：令和6年8月1日（木）～9月6日（金）

試験地：全国8地域

北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、
 関東（東京都23区内）、中部（愛知県名古屋市）、
 近畿（大阪府堺市）、中四国（広島県広島市）、
 九州（福岡県福岡市）、沖縄（沖縄県宜野湾市）

- 結果通知日：令和6年12月20日（金）
- 合格発表：日本語教員試験システムを通じて受験者に通知し、合格者には合格証書を交付。
- 受験者数：17,655人
- 合格者数：11,051人※
- 合格率：62.6%



※「合格者数」には経過措置による全試験免除者を含む。また、経過措置による試験免除者のうち、出願時点で試験免除要件である課程修了等が「見込」である者については、試験免除要件を満たすことを証する書類が令和7年4月30日までに提出された者に対して、合格証書を交付する。

なお、当該期日までに必要書類の提出がなかった場合、合格は無効となる。

詳細については、日本語教員試験ホームページ

→ https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html

登録日本語教員養成機関について

- 登録日本語教員養成機関とは
 - ・文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員養成機関において日本語教員養成課程を実施する。
 - ・日本語教師としての基盤となる「日本語教師【養成】に求められる資質・能力（①知識、②技能、③態度）」の育成を目的とする。
 - ・「養成課程コアカリキュラム」は認定日本語教育機関で働く登録日本語教員となる者にとって、最低限学んでおくべき内容を示しており、同カリキュラムに示された「必須の教育内容」の49項目を網羅的に学修する教育課程であることが求められる。
 - ・高度な専門性と知見を有する教授者が配置されていることが求められる。
 - ・養成課程の授業時間は375単位時間以上（1単位時間は45分以上。大学の単位の場合は25単位以上。）。
 - ・登録日本語教員養成課程を修了した場合は、「日本語教員試験」の基礎試験が免除となる。



要件を満たせば通信による実施も可能

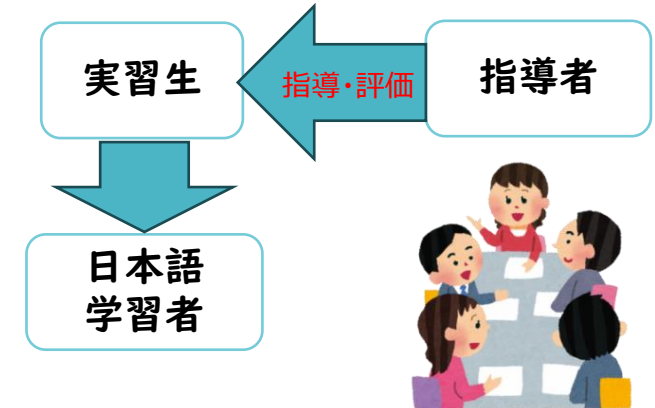
- 「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」において示された日本語教師【養成】における教育内容

3領域	5区分	必須の教育内容
社会・文化 教育	社会・文化・地域	(1)世界と日本の社会と文化、(2)日本の在留外国人施策、(3)多文化共生、(4)日本語教育史、(5)言語政策、(6)日本語の試験、(7)世界と日本の日本語教育事情
	言語と社会	(8)社会言語学、(9)言語政策と「ことば」、(10)コミュニケーションストラテジー、(11)待遇・敬意表現、(12)言語・非言語行動、(13)多文化・多言語主義
	言語と心理	(14)談話理解、(15)言語学習、(16)習得過程、(17)学習ストラテジー、(18)異文化受容・適応、(19)日本語の学習・教育の情意的側面
言語	言語と教育	(20)日本語教師の資質・能力、(21)日本語教育プログラムの理解と実践、(22)教室・言語環境の設定、(23)コースデザイン、(24)教授法、(25)教材分析・作成・開発、(26)評価法、(27)授業計画、(28)教育実習、(29)中間言語分析、(30)授業分析・自己点検能力、(31)目的・対象別日本語教育法、(32)異文化間教育、(33)異文化コミュニケーション、(34)コミュニケーション教育、(35)日本語教育とICT、(36)著作権 ※(28)は養成課程ではなく実践研修で実施されるため、養成課程は全49項目となる。
	言語	(37)一般言語学、(38)対照言語学、(39)日本語教育のための日本語分析、(40)日本語教育のための音韻・音声体系、(41)日本語教育のための文字と表記、(42)日本語教育のための形態・語彙体系、(43)日本語教育のための文法体系、(44)日本語教育のための意味体系、(45)日本語教育のための語用論的規範、(46)受容・理解能力、(47)言語運用能力、(48)社会文化能力、(49)対人関係能力、(50)異文化調整能力

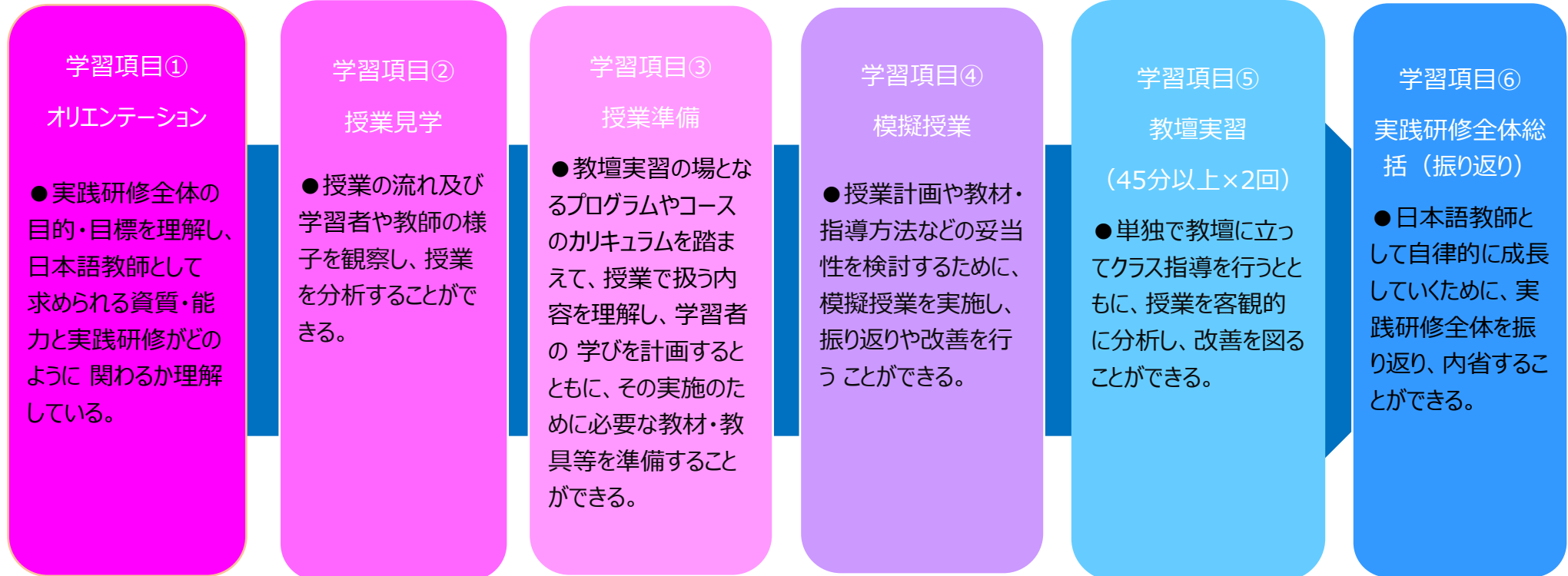
登録実践研修機関について

●登録実践研修機関とは

- ・文部科学大臣の登録を受けた登録実践研修機関において実践研修を実施する。
- ・実践研修では「実践研修コアカリキュラム」等で示された①オリエンテーション、②授業見学、③授業準備、④模擬授業、⑤教壇実習、⑥振り返りを全て含む45単位時間（1単位時間は45分以上。大学の場合は1単位以上。）以上の教育プログラムを実施する。
- ・登録実践研修機関は、教壇実習を行う実習先を選定し、要件を満たした指導者を確保した上で、所定の教育プログラムを適切に実施することが求められる。



●実践研修の流れ（6つの学習項目と到達目標）



1. 登録実践研修機関の登録結果

- 申請機関総数 38件
- 登録した実践研修機関 34件
- 審査中に取下げを行った実践研修機関 2件

2. 登録日本語教員養成機関の登録結果

- 申請機関総数 47件
- 登録した日本語教員養成機関 40件
- 審査中に取下げを行った日本語教員養成機関 3件

中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録に関する審査結果について(抜粋)

令和6年11月29日

(略)

今般、登録に至らなかった機関におかれては、特に教育課程について日本語教育の専門性を有する者が編成作業に携わり、改めて申請機関全体として共通理解を図った上で以下を確認しておくことが求められる。

- 「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」を踏まえること。特に、冒頭の「コアカリキュラムとは－基本的な考え方と留意点－」を理解し、受講者が必須の教育内容を確実に習得し日本語教育が実践できるよう授業の工夫を行うこと。また各学習項目の修得方法について、様式に具体的に記述すること。
- 実践研修や養成課程の実施を通じて、「日本語教育の参照枠（報告）」についての理解や意識づけが十分に行われるよう工夫すること。
- 授業時間以外に授業時間の二倍に相当する時間の自学自習を促すことで、常に学び続ける素地を養うこと。
- 登録実践研修機関が責任を持って教壇実習等に関わる体制を構築すること。

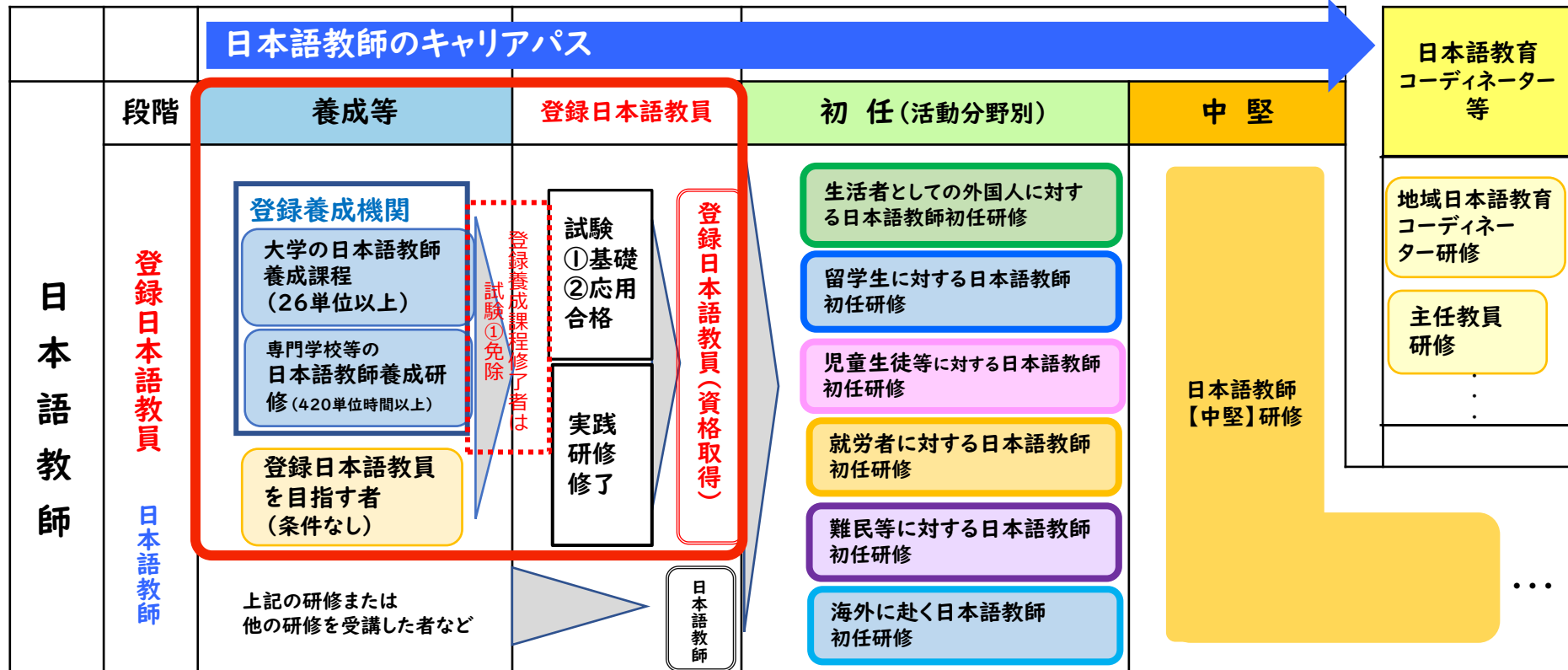
(略)

今後新たに申請を検討する日本語教員養成機関におかれては、改めて関係法令等を確認いただき、十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

文部科学省におかれては、各申請者が登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の制度の趣旨を十分理解し十分な準備の上で申請を行えるよう、一層の周知・徹底をお願いしたい。

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが新制度関係

- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者の育成・確保を推進



日本語教育人材	研修受講対象	養成・研修実施機関	研修単位時間数の目安
日本語教師	養成 ○日本語教師を目指す者	○大学等の教育研修機関	26~45単位(420単位時間以上)
	初任 ○日本語教師【養成】を修了し、当該分野で0~3年程度の者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関	30~90単位時間
	中堅 ○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験(2400単位時間以上)を有する者	○大学等の教育研修機関	30~90単位時間
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター ○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者	○文化庁、地方公共団体及び大学等の教育研修機関	30単位時間
	主任教員 ○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者	○大学等の教育研修機関	30単位時間
日本語学習支援者	○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者	○地方公共団体、大学等の教育研修機関、NPO等	15~30単位時間

国家資格「登録日本語教員」への期待

合格

日本語教員試験
日本語教育を行うために必要な知識及び技能を判定する試験



修了

実践研修
日本語学習者を対象とした教育実践経験を通して日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得

登録・申請

登録日本語教員



<キャリア形成>

- 日本語教育機関における
 - ・研修体制の構築
 - ・研修支援
 - ・多様な職位の設定
- 自律的、継続的な研究と修養
- 専門職ネットワークの構築による
 - ・日本語教育のノウハウの共有 など

<活躍の場>

認定日本語教育機関
(留学・就労・生活)

海外における日本語教育を行う機関・サービス等

小・中・高等学校
(指導補助または指導)

認定日本語教育機関以外の日本語教育を行う機関やサービス
(就労者、生活者、難民・避難民等)

<担う役割>

- ・ 日本語の授業の実施
- ・ 学習者の能力や学習成果の評価
- ・ 授業科目の設定やシラバス作成
- ・ 教育課程の企画・編成や実施
- ・ 日本語教育関係機関等との連携・コーディネート
- ・ 日本語教員・コーディネーターの養成 など

<発揮する専門性>

- ・ 学習者の特性や状況、学習ニーズを踏まえた教授法・教材の選択・開発
- ・ 「日本語教育の参照枠」に基づいた学習者の日本語能力の評価
- ・ 学習者の社会参加を促進するための教室活動のデザイン
- ・ ICT等の多様なツール、リソースを活用した教育実践
- ・ 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者への理解や尊重の態度
- ・ 日本語教師等の育成指導 など

養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語
教員養成機関の登録を受けた
機関で課程を修了する方※

- ・大学等(26単位～)
- ・専門学校等(420単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

(養成課程と一体的に実施)

登録日本語教員養成機関の
登録を受けた機関で
課程を修了する方※

- ・大学等(25単位～)
- ・専門学校等(375単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

○次のいずれかに該当する者は、5年の経過措置期間（令和11年3月31日まで）は、登録日本語教員の資格がない場合でも、認定日本語教育機関に教員として勤務できる。

- ①日本語教員養成の420単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位（学士（専門職）・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
- ②日本語教育に関する大学（外国の大学を含む。）の単位を26単位以上修得し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位（学士（専門職）・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
- ③令和6年3月31日までに公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④平成31年4月1日以後において、法務省告示機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関で日本語教育に1年以上従事した経験を有する者

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

経過措置期間

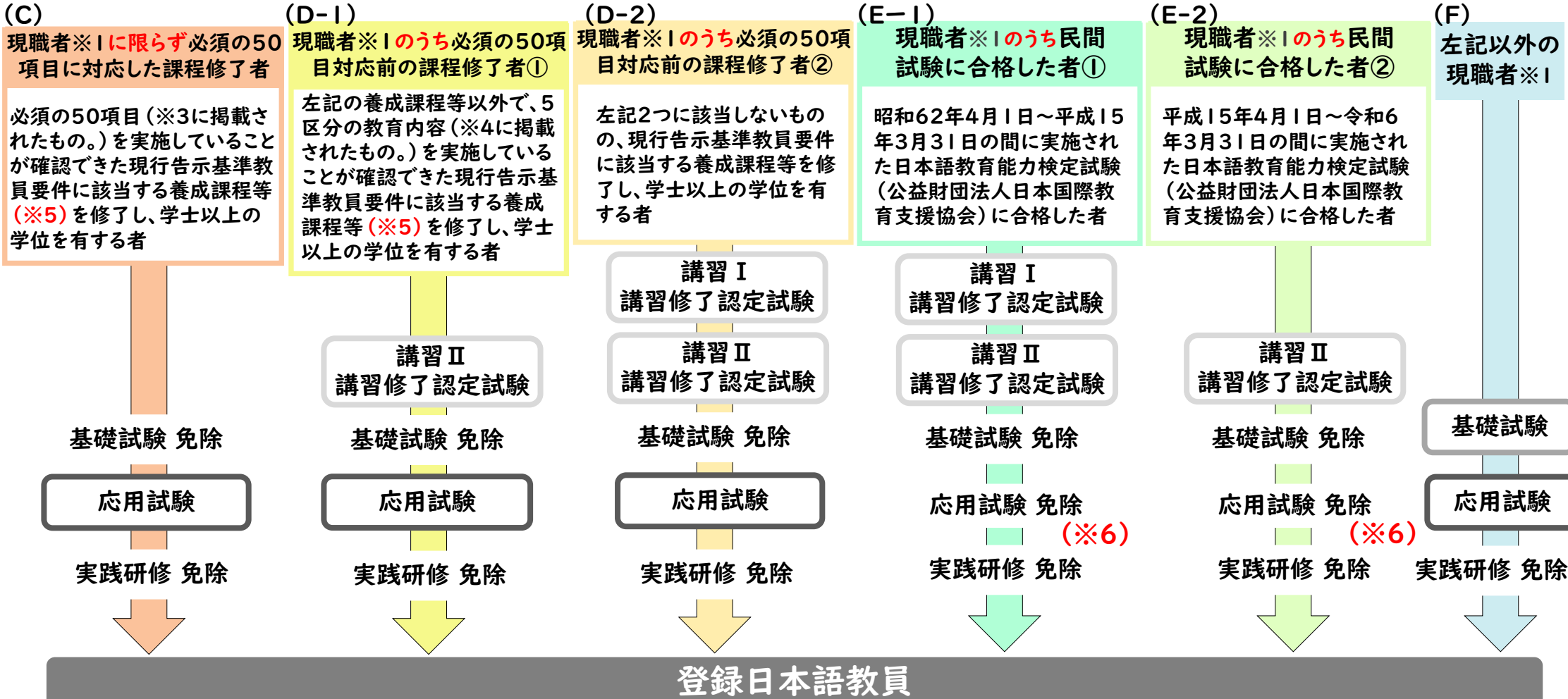


文部科学省

令和6年4月1日～
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者



※2 経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会 ※4 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

※5 (C)及び(D-1)の養成課程等については令和5年度中に文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を令和6年7月31日にHPで公開。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/94091201_01.pdf

※6 基礎試験と応用試験が両方免除される場合にも、試験に出願し、免除の判断を受け、合格証書を取得することが必要。

日本語教育機関認定法 今後のスケジュール（令和7年2月時点）

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。

※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としている。

